# 医科 医療事務 技能認定試験



# 精解

# 医療事務技能認定

# 試験問題集

[学科・実技]

ポイントが よくわかる 解説付き 解答選択式の 新試験に対応 過去問題に基づく 試験2回分を収録

令和4年4月診療報酬改定準拠



# 本問題集の構成

本問題集は医療事務技能認定試験と同形式・同レベルの2回分の模擬問題と、その解答で構成されています。問題は令和4年度4月診療報酬改定をもとに、医療事務技能認定試験の内容に準じて作成しています。

#### 問題

医療事務技能認定試験は、【学科問題】と【実技問題】の2つから構成されています。 ※実技・学科ともに200床未満の医療機関に限定した範囲

#### 学科問題

主に法規、保険請求事務、医学一般の知識を問う問題

### 実技問題

カルテから診療報酬明細書 (レセプト)を作成する問題 ※外来のみ

#### 解答

各問題の解答を掲載していますので、問題を解き終わったら確認して答え合わせをしてください。本問題集では記号を選んで記入する解答形式となっていますが、実際の試験での解答はマークシート形式です。巻末にマークシートのサンプルを掲載していますので、参考にしてください。



このマークは、特に覚えておきたい重要な箇所です。しっかりとおさえておきましょう。

## ここに注意!

学習に役立つ、つまずきやすいポイントをまとめています。試験直前にも必ずチェックしましょう。

### 第1回 学科問題

#### 問 4 次の各項について正しいものにはA、誤っているものにはBを解答欄に記入しなさい。

- (1)外来栄養食事指導と集団栄養食事指導を同日に行った場合、指導料は両方算定できる。
- (2)癌の疑い患者に対して腫瘍マーカー検査を行った場合、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する。
- (3)5歳の患者に電話再診を行った場合、再診料に乳幼児加算は算定できない。
- (4)複数の医療機関に対して診療情報提供を行った場合、診療情報提供料(I)は、1回算定する。
- (5)往診を行った場合は、往診料と初診料または再診料を算定する。

#### 問 5 次の各項についてA、Bと示されているもののうち正しい方を選び、解答欄に記入しなさい。

- (1) 1 枚20.05円の湿布薬を5枚投与した場合、薬剤料は(A. 2点×5 B. 10点×1)を算定する。
- (2) 6歳の外来患者に1日200mLの点滴注射を実施した場合、点滴実施料として(A.50点 B.147点) を算定する。
- (3) 1回の処方で内服薬と屯服薬を投与した場合、調剤料は(A.1回 B.2回)算定する。
- (4)2種類の向精神薬を1回の処方で投与した場合、麻薬等加算は(A.4点 B.2点)を算定する。
- (5) 1 瓶92円の注射薬を0.5瓶使用して皮下筋肉内注射を行った場合、注射料は(A.27点 B.31点)を 算定する。

#### 問 6 次の各項についてA、Bと示されているもののうち正しい方を選び、解答欄に記入しなさい。

- (1)介達牽引を同日に頸部と腰部に行った場合、所定点数は(A.1回 B.2回)算定する。
- (2)手術当日に手術に関連して行った(A.ギプス B.術後創傷処置)の実施料は算定できない。
- (3)外来患者に右眼の上眼瞼と下眼瞼に同時に睫毛抜去を行った場合、処置料は(A.1回 B.2回)算定する。
- (4) 右手の第3指、第4指の骨折患者に対し骨折非観血的整復術を行った場合、手術料は(A.1,440点 B.2,880点)を算定する。
- (5)硬膜外麻酔(腰部)を2時間50分実施した場合、麻酔料は(A.1,200点 B.1,600点)を算定する。

診療報酬明細書

省略 (医科入院外) 令和 4 年 4 月分

4 本外 4 六外 6 家外 0 高外 7 保険者 3 2 1 5 0 1 1 被保険者証•被保険者 地・新潟・1331(枝番)01 手帳等の記号・番号

療機関

の所在 地及び

第1回 実技問題

都道府 医療機関コード 県番号

特記事項 新美 敏子 名 1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 62.7.3 生 職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害

省略

(130 床)

3 ×

52 × 2

3190 ×

12 ×

68 ×

 1
 ① 社·国
 3
 後期
 1
 単独
 2

 区
 2
 公
 費
 4
 退職
 3
 3併
 6

21 エリスロマイシン錠 200mg 3T

23 ゲンタシン軟膏 0.1%1mg 5g

40 創傷処置(右足底100㎝未満)術後

(1) 甲状腺機能亢進症(主)

(1) R3 年 9 月 10 日 転 治ゆ死亡中山 5 (2) 右足底裂創(ガラス片) (2) R4 年 4 月 6 日 (3) 年 月 時間外・休日・深夜 13 薬剤情報提供料 10 × 73 × 5 回 365

52 × 5 回 間 口 口 省略 13 医学管理

口 間 口 深夜・緊急 口

在在主患者訪問診療 口 50 手掌、足底異物摘出術(右足底) 6日 その他 塩酸プロカイン注射液1%5mL 1A ソフラチュール貼付剤 10cm×10cm 0.5枚 単位 21 内服 口

260

22 屯 服 薬剤 単位 60 U-検 26 × 薬剤 単位 23 外 用 B-TSH 101 × 調剤 口 B-FT3、FT4 248 × 口 方 D B-V 37 × 26 麻 盡 口 判生Ⅱ 144 × 超音波検査断層撮影法(その他)(3)その他 350 × 30 31 皮下筋肉内

注 32 静 脈 内 口 射 33 そ の 他 口 80 処方箋料3 2 回 104 剤

省略 省略 口

省略 ば額 割(円)免除·支払猶予 点

省略

点

第1回 実技問題

(1)対象枠(の記載について、正しいものを下記より1つ選びなさい。

記載に誤りはない 外来管理加算 4 回 間 外

11 初診 | 時間外・休日·(深夜) 1 回 768 点 4 回 292 外来管理加算 52 × 1 回

D. | 11 初診 | 時間外・休日・深夜 73 × 5 回 2 外来管理加算 52 × 1回 時 間 外 65 × 1 回 口

(2)対象枠®の記載について、正しいものを下記より1つ選びなさい。

13 薬剤情報提供料 記載に誤りはない 特定疾患療養管理料(病院100床~200床未満) 87 × 13 薬剤情報提供料 13 薬剤情報提供料 10 × 特定疾患療養管理料(病院100床未満) 特定疾患療養管理料(病院100床~200床未満) 87 × 147 ×

(3)対象枠©の記載について、正しいものを下記より1つ選びなさい。

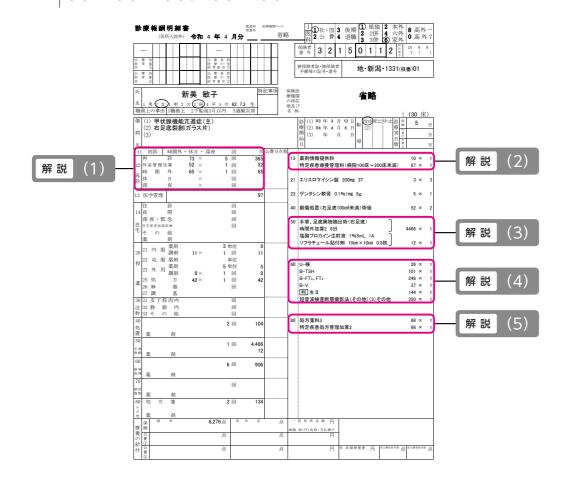
50 手掌、足底異物摘出術(右足底) 6日 記載に誤りはない 塩酸プロカイン注射液 1%5mL 1A ソフラチュール貼付剤 10cm×10cm 0.5枚 」 15 ×

50 手掌、足底異物摘出術(右足底) 4466 X 時間外加算2 6日 塩酸プロカイン注射液 1%5mL 1A ソフラチュール貼付剤 10cm×10cm 0.5枚

50 手掌、足底異物摘出術(右足底) 5742 × 深夜加算2 6日 塩酸プロカイン注射液 1%5mL 1A ソフラチュール貼付剤 10cm×10cm 0.5枚 」 15 ×

# 第1回 実技問題 解答・解説

問題番号 問10 (1)D (2)B (3)C (4)A (5)B



#### 処方箋料を算定した月は、院内で投薬があっても調剤技術基本料は算定できないことには注意 しましょう。

(1)初・再診料についての問題です。外来管理加算の算定に注意が必要です。

・6日は前月以前から診療継続中のため、再診料73点の算定です。21:00来院のため時間外加算65点 を算定します。手術実施のため外来管理加算は算定しません。

・7日と8日は再診料を算定します。処置実施のため外来管理加算は算定しません。

・12日も再診料の算定です。診療のみのため外来管理加算52点を算定します。

・28日は再診料の算定です。超音波検査を実施しているため外来管理加算は算定しません。

問10

検査のなかでも生体検査を実施した場合、外来管理加算の算定には注意しましょう。生体検査は外来管 理加算が算定できる検査と算定できない検査に分かれています。しっかり確認しておきましょう。

(2) 医学管理等についての問題です。算定条件に注意しましょう。

- ・6日に薬剤情報について文書を交付しています。院内処方が実施されているため、薬剤情報提供料 10点を算定します。手帳に記載はしていないため手帳記載加算は算定しません。
- ・患者の主病は甲状腺機能亢進症です。28日に食事についての療養管理を実施しているため、特定疾 患療養管理料を算定します。実施はこの日のみのため1回の算定です。病床数は130床です。点数は 87点です。



**河重要 医学管理等は算定条件をよく確認しましょう。特定疾患療養管理料は、療養管理を行っていても初診日** 

# 第1回 実技問題 解答・解説

から1ヶ月以内は算定不可、月2回まで等、また傷病名や診療科が条件になる場合もあります。カルテを しっかり確認してください。

- (3) 手術についての問題です。手術当日、手術時の算定ルールに注意が必要です。
  - ・手術の実施は6日です。足底の異物を摘出のため手掌、足底異物摘出術3.190点です。21:00実施の ため時間外加算2を算定します。3,190点+3,190点×40/100=4,466点の算定です。
  - ・手術時に使用した薬剤はすべて合算してから点数に換算します。

塩酸プロカイン注射液94円+ソフラチュール貼付剤54.5円×0.5=121.25円

121.25円/10=12.125 → 12点



\ 🗘 🧧 要 手術実施の場合は、その手術の算定だけでなく手術当日の手術関連処置(ギプスは除く)、手術関連の注 射実施料は算定できないことや、外皮用殺菌剤は算定できない等注意が必要です。またレセプト摘要欄 に記入する場合、必ず手術日を記入することにも注意しましょう。

(4)検査についての問題です。算定もれに注意しましょう。

問10

- ・検査の実施は28日です。尿中一般物質定性半定量検査、生化学的検査IIの「TSH、FT3、FT4」、超音波 検査等をそれぞれ算定します。
- ・尿中一般物質定性半定量検査は26点を算定します。判断料の算定はありません。
- ・FT3、FT4はまるめ算定の項目ですが、2項目のためそれぞれ124点を算定します。TSHの101点をあ わせて算定します。静脈採血料の37点と生化学的検査Ⅱの判断料144点も忘れずに算定しましょう。
- ・超音波検査は断層撮影法「その他」の(3)350点を算定します。



検体検査、生体検査とさまざまな検査項目がありますが、それぞれの算定方法をしっかり確認しましょ う。

- (5) 処方箋料についての問題です。処方箋料にも処方料と同様の加算があることを忘れないようにしま しょう。
  - ・28日に院外処方箋を交付しています。処方箋料68点を算定します。また主病が、厚生労働大臣が定 める疾患のため、特定疾患処方管理加算を算定します。投与日数が28日分のため、処方期間28日分 以上の[2]66点を算定します。



**☆ 要** 処方箋料を算定した月は、院内で投薬があっても調剤技術基本料は算定できません。忘れやすいポイン トです。注意しましょう。

### ここに注意! つまずきやすいポイント

- ・医療保険制度は医療事務を学習する上でとても大切な部分です。さまざまな項目がありますが「覚える」 のではなく繰り返しテキストなどを確認することで「慣れて」いきましょう。「保険診療とは何か」「保険給 付の対象となる行為は何か」も大切です。また「被保険者・被扶養者」や「保険者」なども重要です。何度も確 認しましょう。
- ・患者一部負担金の計算は、まず患者負担割合を確認することが大切です。特に小学校入学前や70歳以上 の高齢受給者、75歳以上の後期高齢者の開始日には注意が必要です。
- ・初診料の算定は「他に診療継続中の傷病が1つもない場合」が重要なポイントです。その傷病の開始日にお いて、他に診療継続中の傷病の有無をカルテからしっかり読み取りましょう。
- ・そのほかそれぞれの診療行為において、同時に算定できないもの、同日には算定できないもの等算定には さまざまな算定のルールがあります。「覚える」のではなく、繰り返し学習していくことが大切です。